

## こども未来戦略（抜粋）

令和5年12月22日閣議決定

## Ⅲ. 「加速化プラン」～今後3年間の集中的な取組～

## Ⅲ-1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

## 2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

## (5) 多様な支援ニーズへの対応

～こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立支援と社会的養護、障害児・医療的ケア児等の支援基盤の充実～

**児童虐待防止・社会的養護・ヤングケアラー等支援**

- 改正児童福祉法による包括的な相談支援体制の構築などの体制整備を着実に実施するとともに、こども・若者視点での新たなニーズに応じた支援やアウトリーチ型支援などを強化する。

（虐待の未然防止）

- 子育てに困難を抱える世帯やヤングケアラー等に対するプッシュ型・アウトリーチ型支援を強化するため、こども家庭センターの全国展開を図るとともに、学校や地域とのつなぎ役の配置などにより、子育てに困難を抱える家庭やこどもの SOS をできる限り早期に把握し、必要な支援を届けるための体制整備を推進する。また、子育て世帯への訪問支援などの家庭支援事業を拡充するとともに、宅食などのアウトリーチ支援を充実する。

（こども・若者視点からの新たなニーズへの対応）

- こども・若者視点からの新たなニーズへの対応として、虐待等で家庭等に居場所が無いこども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所等を確保する。
- また、親からの虐待や貧困等に起因して様々な困難に直面する学生等に対し、食事提供・相談支援等のアウトリーチ型支援を行う。

（児童虐待への支援現場の体制強化）

- 児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、児童相談所の職員の採用・人材育成・定着支援や業務軽減に向けたICT化等を行うとともに、こども家庭ソーシャルワーカーの資格取得を促進する。

（虐待等を受けたこどもの生活環境等の整備）

- こどもの状況等に応じた個別ケアを推進するため、一時保護施設における小規模ユニットケアを推進するとともに、一時保護施設や児童養護施設等に入所しているこどもの学習環境整備等の支援強化を図る。
- こどもの権利擁護の環境整備や親子関係の再構築支援を推進する。